

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年8月22日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 〆 関東信越（東京）（受）第 2300913 号

厚生局事案番号 〆 関東信越（東京）（厚）第 2400052 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成元年 10 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成元年 10 月 1 日から平成 2 年 7 月 1 日までの標準報酬月額については 9 万 2,000 円から 28 万円、同年 7 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日までの標準報酬月額については 9 万 2,000 円から 34 万円、同年 7 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日までの標準報酬月額については 9 万 2,000 円から 44 万円、同年 10 月 1 日から平成 5 年 10 月 1 日までの標準報酬月額については 9 万 2,000 円から 47 万円、同年 10 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日までの標準報酬月額については 9 万 2,000 円から 50 万円とする。

平成元年 10 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 〆 男

基礎年金番号 〆

生 年 月 日 〆 昭和 34 年生

住 所 〆

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 〆 平成元年 10 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の報酬額より低い金額で記録されている。預金通帳を提出するので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社における請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成元年 10 月 1 日から平成 2 年 7 月 1 日までは 28 万円、同年 7 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日までは 34 万円、同年 7 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日までは 44 万円、同年 10 月 1 日から平成 5 年 10 月 1 日までは 47 万円、同年 10 月 1 日から平成 9 年 4 月 1 日までは 50 万円と記録されていたところ、同年 3 月 6 日付けで、平成元年 10 月、平成 2 年 10 月、平成 3 年 10 月、平成 4 年 10 月、平成 5 年 10 月、平成 6 年 10 月、平成 7 年 10 月及び平成 8 年 10 月の定時決定の記録並びに平成 2 年 7 月及び平成 3 年 7 月の随時改定の記録を取り消し、平成元年 10 月 1 日に遡って 9 万 2,000 円とする標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 社の複数の厚生年金保険被保険者についても、請求者と同様に標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社の元総務部長は、請求期間当時、同社は経営不振であり、厚生年金保険料の納付に苦慮していたところ、社会保険事務所（当時）から保険料を遡って減額訂正する提案があり、事業主と相談の上、複数の者を対象に当該訂正を行った旨回答している。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、平成9年3月6日付けで行われた減額訂正処理は事実即したものと考え難く、請求者について平成元年10月1日に遡って減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該減額訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成元年10月1日から平成2年7月1日までは28万円、同年7月1日から平成3年7月1日までは34万円、同年7月1日から平成4年10月1日までは44万円、同年10月1日から平成5年10月1日までは47万円、同年10月1日から平成9年4月1日までは50万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 ； 関東信越（東京）（受）第 2400180 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（東京）（厚）第 2400053 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 29 年 7 月 31 日の標準賞与額を 20 万円、令和元年 7 月 31 日の標準賞与額を 15 万円に訂正することが必要である。

平成 29 年 7 月 31 日及び令和元年 7 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 29 年 7 月 31 日及び令和元年 7 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 平成 2 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； ① 平成 29 年 7 月
② 令和元年 7 月

年金事務所からのお知らせにより、請求期間①及び②の標準賞与額の記録が漏れていることに気付いたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①の賞与に係る給料支払明細書及び請求期間②に係る「平成 31 年（2019 年）分給与所得に対する源泉徴収簿」（以下「賞与明細書等」という。）により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

また、標準賞与額については、賞与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 20 万円、請求期間②は 15 万円とすることが必要である。

さらに、賞与支給日については、賞与明細書等には記載がなく、事業主は現金支給であった旨陳述している上、確認できる資料がないことから、賞与支給月の月末と認定し、請求期間①は平成 29 年 7 月 31 日、請求期間②は令和元年 7 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間①及び②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年

金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300795号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400051号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社(請求期間①及び②当時の厚生年金保険の適用事業所名称は、B社。現在は、C社。)における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成12年10月1日から同年11月1日まで
②平成13年10月1日から同年11月1日まで

請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、給与明細書に記載されている標準報酬月額と相違している。調査の上、請求期間①の標準報酬月額を59万円に、請求期間②の標準報酬月額を56万円に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、オンライン記録によると、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は56万円、請求期間②に係る標準報酬月額は53万円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書によると、平成12年10月の「社会保険標準報酬月額」欄に59万円、平成13年10月の同欄に56万円と記載されている。

しかしながら、C社の事業主は、同社の給与は月末締め、当月25日支払い、厚生年金保険料控除方法は翌月控除、給与明細書の表題に記載されている「年月」は給与支給月であり、給与明細書の「社会保険標準報酬月額」欄に記載されている標準報酬月額は、給与支給月の前月の標準報酬月額であると回答しているところ、オンライン記録により確認できる給与支給月の前月の標準報酬月額は、給与明細書の「社会保険標準報酬月額」欄に記載されている標準報酬月額と同額である。

また、オンライン記録によると、請求者のA社に係る資格喪失日は令和2年4月1日であるところ、事業主から提出された賃金台帳により、請求者の同年3月25日の給与から、同年2月分及び同年3月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、同社の厚生年金保険料控除方法は翌月控除であると認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月

額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、当該認定額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回る場合に、記録の訂正等が行われる。

したがって、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、請求者の請求期間①及び②に係る標準報酬月額の訂正は認められない。

このほか、請求期間①及び②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①及び②について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。